

2012（平成24）年度

年度計画

自 2012（平成24）年4月1日

至 2013（平成25）年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構

目 次

| | |
|--|----|
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等 | 1 |
| 1. 現状認識 | 1 |
| 2. 取り組むべき課題 | 1 |
| 3. 具体的措置等の内容 | 3 |
| ○中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援 | 3 |
| 輸出促進 | 3 |
| 海外進出・在外日系企業支援 | 11 |
| 海外ビジネス情報提供 | 14 |
| ○対日投資拡大 | 16 |
| ○アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等 | 18 |
| 調査 | 18 |
| 研究 | 20 |
| 途上国のビジネス開発支援等 | 24 |
| 情報発信 | 26 |
| II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | 28 |
| 1. 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等 | 28 |
| 2. 費用対効果の分析への取組 | 28 |
| 3. 柔軟かつ機動的な組織運営 | 28 |
| 4. 民間委託（外部委託）の拡大等 | 29 |
| 5. 随意契約の見直し | 29 |
| 6. 業務・システムの最適化 | 29 |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | 30 |
| 1. 自己収入拡大への取組 | 30 |
| 2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等 | 30 |
| 3. 資産の有効活用に係る見直し | 30 |
| IV. 予算、収支計画及び資金計画 | 30 |
| V. 短期借入金の限度額 | 30 |
| VI. 重要な財産の処分等に関する計画 | 31 |
| VII. 剰余金の使途 | 31 |
| VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | 31 |
| 1. 施設・設備に関する計画 | 31 |
| 2. 人事に関する計画 | 31 |
| 3. 積立金の処分 | 32 |
| 4. 中期目標期間を越える債務負担 | 32 |

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置等

1. 現状認識

我が国経済を取り巻く環境が厳しさを増す中、海外の成長、国際経済秩序の変動をうまく捉え、我が国の成長に繋げるための取り組みを行うことが必要。また、我が国企業による国際的なサプライチェーンの構築が進む中、その機能を維持・強化していくことの重要性も増している。

貿易投資の振興を担うジェトロの役割は益々大きくなっている。

2. 取り組むべき課題

第三期中期計画の2年目に当たる2012年度においては、とりわけ、以下の点に重点的に取り組む。

(1) 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

○輸出促進・海外進出支援、在外企業支援、海外ビジネス情報提供

- ・農林水産物・食品の輸出について、同促進本部を活用しつつ、一次産品の輸出支援も本格化し、支援対象（裾野）の拡大を図るなど、その支援を抜本的に強化する。検疫その他輸出先の制度、運用の改善に向け、情報収集、提供等の支援を実施する。
- ・サービス産業については、情報提供や、フランチャイズ展開の支援などを通し、具体的な事例を積み重ねつつ、より効果的な支援手法を探求する。
- ・中小企業について、引き続き、その海外展開を支援。
その際、ポテンシャルはあるが、経験の乏しい中小企業が海外展開への関心を高めていることを踏まえ、より丁寧な情報提供、支援を実施。人材育成支援策も充実。
- ・官民一体の取り組みが求められるインフラ・システム、我が国企業が強みを持つエネルギー・環境技術・製品、クールジャパンという国としてのイメージと密接不可分なクリエイティブ産業などの海外展開、BOPを含めたボリュームゾーンの開拓などを引き続き推進する。
- ・空洞化懸念にも配慮しつつ、資金還流が期待できる、我が国からの輸出増にも寄与するなど我が国経済にメリットがある場合には、Made in Japan と競合しない、Made by Japan による海外市場開拓も支援する。
- ・海外展開を目指す日本企業の動きや現地の事情等を踏まえ、同様に、空洞化懸念にも配慮しつつ、必要に応じ、工業団地の整備など受け皿の整備を働きかける。
- ・何れの支援においても、事業の段階に応じ、各ツールを効果的に適用する。特にポテンシャルの高い案件については、引き続き発掘から成約まで一貫して支援する。2012年度においては、海外市場を開拓し得る我が国企業の裾野の拡大のため、新たに「国内コーディネーター」を配置する。ポテンシャルのある企業を発掘し、ジェトロ事業参加企業のフォローアップを充実するため国内コーディネーターリターン事業～支援対象裾野拡大～を新設する。

- ・きめ細かな情報提供、相手国政府への働きかけなどを含め、ビジネス環境改善の働きかけを行うなど、進出先の日本企業の活動を支援する。

○緊急時の対応

- ・原子力発電所事故後の風評被害、輸入規制に引き続き対応する。(的確な情報提供、働きかけなど。)
- ・被災県沿岸部においても、インフラ等が復旧し、ビジネスを行う環境が一部で整いつつあることから、復興支援を本格化させる。
- ・タイの大洪水など我が国企業の対外活動にも大きな影響を及ぼす緊急事態が生じた場合には、今後とも、国内外ネットワークを活用し、現状と課題の整理、的確で機動的な情報提供、関係機関への働きかけなどを迅速に実施する。

(2) 対日投資拡大

- ・外国企業誘致の中核機関として、海外の成長を取り込み我が国の成長に繋げるため、引き続き経済波及効果の高い案件の誘致に取り組む。中でも、アジア地域統括拠点・研究開発拠点、重点分野（環境・新エネルギー、医療、観光など）・雇用効果の高い案件の国内立地促進に取り組む。
- ・海外事務所による上記案件への発掘活動を更に積極化するとともに、各種行政手続き支援の強化などを通じたワンストップ支援機能の充実を図る。

(3) アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等

○調査・研究

日 EU EIA を始め、二国間や地域レベル等各種の経済連携やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、それぞれの段階において、必要な調査を行い、政府・産業界関係者への情報提供・働きかけを行うことにより、推進に貢献。特に日 EU EIA については活動の充実を図る。

○途上国のビジネス開発

- ・T I C A D IV フォローアップの着実な実施と、T I C A D V に向け、関係省庁との連携の下、新たな枠組みの構築を図る。
- ・「第6回日本・太平洋諸島フォーラム首脳会議」の機会を捉え、太平洋諸島展を開催する。
- ・経済連携の前提となっている所謂 EPA 事業を着実に実施する。

○我が国の立場、魅力に関する情報発信

- ・麗水国際博覧会において、閣議了解を踏まえ、日本館を運営。
- ・東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す事例をはじめ、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを、英文により発信する。

3. 具体的措置等の内容

○ 中小企業を中心とする日本企業の海外展開支援

○輸出促進

●輸出促進（機械・環境産業）

(1) 基本方針

我が国製造業においては、全世界的に国際分業が進んだ結果、海外との間で競争とともに連携、高度かつ複雑な状況下で展開のスピードも求められるだけでなく、従来は生産の場であり今や巨大な市場へと変貌したアジアを中心とする新興市場のみならず、欧米等先進国市場や中南米等成長市場においても新たなビジネスチャンスを見出す必要に迫られている。

また、新興国を中心にインフラ需要が今後大幅に増加することが見込まれる中、単品のモノや部品を販売するだけでなく、オペレーションまで含めた我が国の「システム」を売り込み、継続的に収益の上がるビジネスモデルを構築していくことが重要課題となっている。

こうした我が国製造企業の海外展開支援を進める際の方向性としては、以下の4つの軸を見据えた対応を考えることが必要である。

- ①第一に、我が国のものづくり基盤を支える中小製造企業等の海外展開支援である。機械設備や部品などの生産財メーカーなど、機械産業を始めとする製造業を取り巻く事業環境は非常に厳しく、新規のビジネスを創出するためにも中小製造企業の海外販路開拓を強力に後押しする必要がある。そのためには海外販路開拓に関心を有する企業に対し、各種事業ツールを効果的に活用するとともに、フォローアップを含めた一貫性のある個別企業支援に努める必要がある。
- ②第二に、環境・エネルギー分野への対応である。持続可能な経済成長を達成するためには、地球環境問題にみられるような環境・エネルギー制約の打破が必要である。同時に世界では、環境保護、省エネ、再生可能エネルギー関連の法整備が進むとともに同分野での市場が拡大しており、それが顕著なアジア各国はじめ新興国や、欧米諸国等で展示会・商談会などを実施し、我が国企業が有する優れた環境技術、省エネ機器等の海外展開を積極的に支援することが必要である。
- ③第三に、インフラ・プラントビジネスの海外展開支援である。途上国、新興国では急速な経済成長を背景に新たなインフラ整備需要が急増している一方、先進国においてもスマートグリッドや再生可能エネルギー・鉄道などの環境配慮型インフラや、既存の設備の代替需要を中心に市場規模が拡大すると見込まれている。電力、水、交通、情報通信といったインフラ関連産業において、我が国企業は環境対応等の技術面で強みを有するものの、世界市場では欧米先進国に加え、昨今では技術力を高めた中国や韓国等の新興国も官民一体となって受注競争に参入しており、インフラ分野における国際的な競争が激化している。このような状況の中、「新成長戦略実現 2011 (2011年1月)」でも示される通り、我が国としてもパッケージ型インフラ海外展開を官民連携して強力に推進することが必要である。
- ④第四に、地域産業の国際展開支援である。地域の産業集積における企業、研究機関、大学間の連携を一層推進し、海外市場を視野に入れたビジネスを展開する重要性が益々高

まっている。すなわち、国内の地域と海外の産業集積・クラスターの直接交流を通して我が国地域中小企業等の海外展開を促進し、地域の活性化に繋げるという視点である。

これら4点については、それぞれが独立したものではなく、相互に関係が深い。政府の関係施策も踏まえつつ、関連する政府・業界等からの委託事業をも活用しながら、機構内各部、関係他機関とも連携し、機構が持つ国内外ネットワークをフルに活用しながら実施する。

(2) 活動方針

上記4点を基本的な軸とした上で、大きく以下の6分野の事業プログラムを考える。具体的な手段として、海外各地域での主要展示会等への出展・商談会や海外からのバイヤー招聘事業、海外コーディネーターの活用等を通じ、最終的なアウトカムである具体的な成約案件の創出を念頭におき事業展開を行う。事業の実施に当たっては、政策の方向性、産業界等のニーズを踏まえ、機構に期待される役割、事業の具体的な効果を考慮しながら、当該分野における関係省庁・業界団体、地銀他関係機関等との連携のもと事業を推進するとともに、機構が将来取り組むべき新たな産業分野や事業活動の萌芽の育成を積極的に図る。

なお、個別企業支援にあたっては、輸出有望案件発掘支援専門家による一貫支援のみならず、輸出有望案件以外に対しても、新たに配置する国内コーディネーターの活用や、個々の企業のビジネス・フェーズに応じて情報提供から各種事業ツール・サービスを効果的に活用し、きめ細やかにフォローしつつ成約に向けた支援を行うとともに、支援企業の裾野の拡大に取り組む。

また、個々の事業プログラムの実施に際しては、その効率的な実施を図るとともに、事業間の連携を常に考慮し事業プログラム間の相乗効果があがるよう工夫する。

① 中小製造企業重点分野海外販路開拓支援

製造業の国際分業の進展や円高等の影響とともに、少子高齢化に伴う国内市場の縮小・変化といった問題に直面している我が国中小製造業が持続的な発展を遂げていくためには、国内市場で培った高度な技術、ノウハウを武器に海外の有望市場に打って出て、新たな市場、顧客を開拓する必要に迫られている。そのため、一般機械・部品分野を始め、輸送機器・部品分野、医療機器・部品や医薬バイオを中心としたライフサイエンス分野、IT・エレクトロニクス分野などを重点分野として、中小製造企業等の海外販路開拓支援を強力に推進する。

具体的には、生産の場から製品市場へと変貌しつつあるアジアを中心とした新興市場に加え、高付加価値製品需要のある欧米市場、成長著しい中南米市場等をターゲットとし、自治体や関連機関とも連携しつつ、機構の国内外ネットワークや海外コーディネーター、輸出有望案件発掘専門家の機能を活用しながら、海外展示会への出展支援や国内各地における海外からのバイヤー招聘事業、海外へのミッション派遣、個別企業支援やそのフォローアップ等を行う。また、2012年度の新規事業として、海外市場を開拓し得る我が国企業の裾野の拡大のため、新たに「国内コーディネーター」を配置。ポテンシャルのある企業を発掘し、ジェットロ事業参加企業のフォローアップを充実するため国内コーディネーターリテンション事業～支援対象裾野拡大～を新設する。

なお、北米においてはシリコンバレーに立地する拠点の活用及びビジネスアライアンス

スを通じた中小・ベンチャー企業の北米市場開拓支援を行う。

②環境・エネルギー分野海外販路開拓支援

世界経済の持続可能な成長を目指す上で、環境・エネルギー問題は大きな制約条件である一方、各国でエネルギー利用効率の向上、環境対策が不可欠であることを考えれば、日本の優れた環境技術、エネルギー効率の高い機器、新エネルギー技術・機器等に大きなビジネス機会が巡って来ている。こうした中、環境・エネルギー分野への関心は世界的に高まっており、米国・中国企業をはじめ同分野への参入企業も増え、競争が激しくなっていることから、急ぎ国際市場への展開を図ることが重要となっている。そのため、機構がその海外ネットワークを活用し、展示会等の場を活用した商談会、ミッション派遣やセミナーの開催、プレ・マーケティング支援、海外コーディネーター事業、省エネ診断事業、中小企業向けの輸出発掘案件支援専門家の活用等を通じた海外販路開拓支援を実施する。

なお、中国については、2007年末の日中両国首脳の合意を受けて2008年4月から実施している「日中省エネ・環境協力相談窓口」業務を継続実施し、我が国企業と中国企業とのビジネス・マッチングを支援する。

③インフラ・プラントビジネス海外販路開拓支援

国・地域別・案件別にジェトロが補完すべき機能を整理したうえで、公的機関として培ってきた相手国中央・地方政府や国営企業等とのネットワークを活用して、インフラ分野における我が国企業の強みと海外インフラ需要との戦略的マッチングを支援する事業を推進する。国内外政府及び機関に加えJBIC等の金融機能を有する機関と連携するほか、機構自ら案件を掘り起こすことにも精力的に取り組むとともに、計画策定段階から関与することにより新たなインフラ開発需要を掘り起こすような試みにも取り組むこととする。また、成功事例等を海外事務所と共有し、より効果的な支援手法を探る。具体的には、相手国・地域におけるインフラビジネスに関するキーパーソンを国内に招聘し、我が国企業とのビジネス・マッチングをアレンジする他、官民合同ミッションの派遣、他国と連携した第三国市場開拓、インフラ・プロジェクト情報の収集・提供などを通じ、我が国企業のインフラ分野での海外展開を支援する。あわせて、我が国政府の政策ニーズに対応するため、国内外でのセミナー等を開催し、我が国技術・システムの優位性のアピール等を行う。

洪水で多くの日系企業が被害を受けたタイのインフラ整備等に関しても情報提供等を中心とした事業を展開する。

④地域間交流支援

我が国には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ海外市場への展開を試みていない中小企業が地域に存在する。地域活性化という観点からは、中小企業の集積地が、例えば当該地域の研究機関や大学等とも連携して地域発のイノベーションの実現に取り組むとともに、国際市場への展開を視野に入れることの必要性・重要性が一段と高まっている。そのため、これらの地域中小企業群が海外の集積地との間で、ミッション派遣や有力企業招聘を通じたビジネス・マッチング等による産業交流を図っていくことを支援する。こうした支援を通じて、地域中小企業が海外とのビジネスに取り組み、両国地域産業の強みを活かした新製品や新サービスの開発及び新規市場開拓によって、地域経済の活性化にも貢献することを目指す。

平成24年度のRIT事業では、平成23年度に実施している14案件の活動実績・成果を踏まえた継続案件、及び新たに公募する案件を実施するとともに、次年度以降の案件を発掘

するための事前調査を行う。

⑤日本サウジアラビア産業協力フレームワーク事業

2007年4月の日サ首脳会談での合意に基づき開始されたサウジアラビアとの産業協力フレームワークについては、日本からの投資拡大のみならず、サウジアラビア側の中小企業育成の政策立案支援、人材育成支援について官民一体の取り組みが始まっている。ジェトロとしては、関係機関との連携のもと、調査、セミナー開催を通じて適切な情報提供を行うほか、必要があればミッション派遣、展示会開催等を適切に行う。

⑥活動基盤整備

上記①～⑤のような活動を効果的に実施し、また、新たなニーズに十分に対応した事業計画を策定するためには、海外の産業や技術等に係る最新の業界動向等を的確に把握する必要がある。

そのため、内外事務所における人的ネットワークの拡大、関係諸機関との連携や情報交換といった基盤的活動を行い、収集した情報の国内中小企業等への提供を図る。

●輸出促進（農林水産食品）

(1) 基本方針

円高や原発事故による輸入規制や風評被害により、日本産農林水産物・食品の輸出のおちこみが続いている状況を踏まえ、農水省は輸出戦略を再構築し、官民一体となって取組を行う必要があるとして、有識者による検討会（座長：キックマン茂木名誉会長）を開催、11月25日にとりまとめを行った（「農林水産物・食品輸出の拡大に向けて」）。本とりまとめでは、輸出サポート機関としてのジェトロの役割に大きな期待が寄せられた。

日本産農林水産物・食品輸出の落ち込みは依然として続いているものの、一部の国では前年並みまたは前年を上回る輸出が行われ（例：1-11月の実績で前年同期比 米国△3.9%、香港△4.8%、タイ+13.2%など）、原発関連の規制緩和の動きも出てきており（例：中国は11月に10都県以外の生鮮品等を除く一部食品で原産地証明書様式が決定し、輸出が可能になった）輸出環境の改善が進んでいる。

かかる状況を踏まえ、2012年1月20日に、理事長をヘッドとする「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、本部、大阪本部、貿易情報センター、海外事務所が一体となって、事業者の輸出の取組を支援、さらにこれまで取組が十分とはいえなかった一次産品の輸出にも本格的に取り組むこととした。

上記背景を踏まえ、2012年度は以下のポイントを基本方針として取り組んでいく。

- ①本部・大阪本部・地方貿易情報センターに1月23日に設置した「農林水産物・食品輸出相談窓口」で事業者に対する情報提供や相談対応を行うとともに、自治体、農政局等国の出先機関と連携し、一次産品の輸出に取り組む事業者の掘り起こし、支援を積極的に行う。
- ②2011年度に引き続き、主要輸出国での日本産品の商流維持・拡大にプライオリティをおきつつ、輸出先地域別の実情を踏まえ、戦略的な事業実施をはかる。海外見本市や国内外商談会、輸出有望案件事業等の事業規模を大幅に拡充する。
- ③事業実施のための基礎となるサプライヤー・バイヤー情報の蓄積・活用を促進し、商談の前の支援も含め、商談サポートの質の向上、個別インクワイアリーへの迅速かつきめ細かい対応を強化する。

(2) 活動方針

上記の基本方針を踏まえ、海外見本市、国内外商談会等の事業規模を大幅拡充し、国内外のネットワーク、各種ツールを活用した、一貫支援を実施する。また、事業実施にあたっては、コンテンツ・生活用品等とのコラボレーション事業にも積極的に取り組むこととする。また、地銀や公庫等との連携強化を進め、ミッションや商談会等の効果的な実施につなげる。

①一次産品輸出支援（新規）

1月に立ち上げた「農林水産物・食品輸出促進本部」の枠組みで、必要情報整備・共有や関係者とのネットワーク構築を行い、本部、大阪本部、36貿易情報センターに設置された「農林水産物・食品輸出相談窓口」で、輸出に関心のある事業者に対する情報提供を行うとともに、入門セミナーを開催し、輸出意欲を高める。また、関係機関との連携強化、支援対象事業者の裾野拡大及びジェトロ事業参加者の事業支援フォローアップの一層の強化を目的として、本部、大阪本部および貿易情報センターに国内コーディネーター36名を配置する。

具体的案件に対しては、自治体、地方農政局等政府機関とジェトロが一体となって支援し、成功につなげる。一次産品専門の見本市出展やミッション派遣なども実施する。

また、全国レベル業界団体に対する中期的な取組を農林水産省と連携し支援、業界団体の輸出取組体制の整備を推進する。

②中国市場における日本産品の市場回復支援（拡充）

2011年11月に中国向け輸出は10都県以外の加工食品について、原産地証明書のフォーマットが合意されたことから、輸出が可能となったが、輸出が実質的に停止している間に台湾や韓国産品等におきかわった事実があり、これを巻き返すために海外見本市、国内外商談会等の事業規模を大幅に拡充する。

また、専門見本市の出展や地方を含めた事業を実施し、深さ・広がり両面で事業を実施する。

（具体的事業）

- ・大型見本市への出展（5月 SIAL CHINA 11月 FHC（展示部との連携実施））
- ・地方を含めたミッション派遣
- ・中国バイヤーの招聘の拡充
- ・専門見本市への出展（水産物を検討中）

③事業者・団体の成約アップ・育成支援（拡充）

輸出有望事業専門家を拡充するとともに、本部・地方での案件フォローアップ体制を拡充し、輸出有望案件のみならず、ジェトロ事業参加者向けの事前セミナー・相談対応、成約見込み案件のフォローアップを強化する。

また、サプライヤー、バイヤー情報を蓄積、有効活用できるようにカルテという形で整理し、

- ・事業参加企業へのきめ細かなサポート
- ・商談マッチングの精度向上
- ・インクワイアリーの効果的な成約につなげる。

④一次産品輸出等に関連する情報提供支援

輸出に取り組む事業者が必要とする情報を調査し、使いやすい情報とするように発信方法を工夫する。特に、新規事業として取り組む一次産品輸出に必要な情報（流通・市場価格構成・賞味期限等）を調査・整備するとともに、セミナーやウェブサイトでの情報提供を積極的に行う。

また、穀物需給事情の把握等、日本政府の政策立案に資する情報提供につとめる。

●輸出促進（生活文化産業）

(1) 基本方針

デザイン・生活用品（日用品、デザイン雑貨、家具、伝統産品等）、ファッション（テキスタイル、アパレル等）、コンテンツ（映画・映像、音楽、アニメ、ゲーム）等の生活文化産業分野の国内市場が縮小するなか、中小企業をはじめとする日本企業の海外有望市場の販路開拓に対するニーズがますます高まっています。こうした状況を踏まえ、生活文化産業部では、優れたデザイン・品質等により潜在的に高い国際競争力を持ち、Made in Japan, Made by Japan 全般のイメージにも大きな影響を与える生活文化産業分野の製品の販路拡大とブランドイメージの向上を図るとともに、政府が推進するクールジャパン戦略に沿った事業展開を以下のポイントを基本方針として取り組んでいく。

- ①業界団体、地銀等とセミナーの開催等で連携し、有望企業の発掘および支援企業（裾野）の拡大を図り、東日本大震災で被災した企業をはじめ、生活産業分野における中小企業を中心とした日本企業の海外販路開拓を一層強力に支援する。
- ②ポテンシャルはあるが、海外ビジネスの経験が乏しい企業のフォローアップと中小企業の海外販路開拓に向けた人材育成については海外コーディネーターと新たに配置する国内コーディネーターを活用することで個別企業への支援をより一層強化する。
- ③成長する新興国の有力都市に焦点をあて、各都市の需要・嗜好を踏まえ、各種ツールを組み合わせ販路の開拓を図る。係る観点から、新たに東南アジアの有力都市の販路開拓に向けたアジア・キャラバンの拡充に取り組む。
- ④欧米先進国でのブランドイメージの形成・発信、販路拡大に加えて、インド、ロシア、ブラジル、中東といった新興市場からの有力バイヤーの招聘やビジネス情報インフラの整備も併せて支援する。

(2) 活動方針

2012年度は、上記の基本方針を踏まえ、ジェトロの国内外ネットワークを生かし、海外コーディネーターを日本に招聘して有望市場に関する情報提供や海外バイヤーとの商談に向けた個別相談など事前準備、海外での展示商談会、海外バイヤーの招聘など国内外の個別商談支援を実施していく。また優れた技術や製品を持ちながら、経験・ノウハウ・人材の不足しているポテンシャルの高い中小企業には輸出有望案件専門家による継続性のある一貫支援を行う。

また、2012年度の新規事業として、海外市場を開拓し得る我が国企業の裾野の拡大のため、新たに「国内コーディネーター」を配置。ポテンシャルのある企業を発掘し、ジェトロ事業参加企業のフォローアップを充実するため国内コーディネーターリテイション事業～支援対象裾野拡大～を新設する。

①アジア・キャラバン

2012年度の拡充事業として引き続き高い成長力を誇る中国市場の販路拡大のニーズを踏まえ、ブランド力のない中小企業の認知度を高めるべく、継続している「Good Goods Japan」を生かして初めて中国市場に挑戦する中小企業から更なる販路拡大を目指す企業に対し、ショールームでの商品展示をはじめ、現地有望バイヤーとの商談会、インターネットでの試験販売等、B to BからB to Cまで様々なツールを駆使して、商談・成約までを支援しつつ、売れ筋を検証する。

また、新規事業としてアセアン諸国における中小企業の市場開拓及び可能性調査を目的に、展示会での商品展示および現地有望バイヤーとの商談会をアセアンの2~3都市で実施。

②デザイン分野海外市場開拓支援

卓越したデザイン性や高機能性を有している日用品、デザイン雑貨、家具、伝統製品等のデザイン・生活用品分野の中小企業に対し、ますます高まっている海外市場、海外顧客を開拓するニーズに応えるべく、地域の業界団体などと連携して様々な事業ツールを駆使して海外市場の販路開拓を支援していく。

具体的には世界有数の欧米見本市（メゾン・エ・オブジェ、NYギフト展等）での出展および海外コーディネーターを活用して海外バイヤーとの商談マッチング支援を年間事業の中核とする。加えて地域産業界等の要望を踏まえて、海外から有力バイヤー・有識者等を招聘し、海外販路開拓に積極的に取り組む中小企業との個別商談マッチングを行うとともに、海外市場のトレンドや販路開拓ノウハウ等を直接取得できる機会を提供する。

③ファッション分野海外市場開拓支援

少子高齢化に伴う国内市場の縮小に加え、中国を中心に廉価な商品・素材の輸入により国内の競争が増している。一方で我が国企業の品質や機能性の高いテキスタイルや日本のファッションがアジアを中心とした海外では注目されている。このような状況を生かし、国内業界団体や地方自治体等との連携を強め、アパレル・テキスタイル分野の海外販路開拓をパリコレ、インターテキスタイル上海などの有力見本市への出展商談支援を行うとともに、ジャパン・ファッションウィークに合わせ海外有望バイヤー等を招聘して日本国内における商談の機会を設ける。世界のトレンド発信の中心である欧米市場におけるブランド力の強化を狙うと共に、ファッションへの関心が高まっているアジアをはじめとする新興市場への発信力、販路開拓を強化する。

④コンテンツ分野海外市場開拓支援

我が国のコンテンツは世界で支持されているものの、デジタル化等によるビジネスモデルの変化に伴い、海外市場での収益を上げることが課題となっている。コンテンツ業界を取り巻く、新たなビジネスモデル（インターネットやモバイルを活用した配信ビジネス等）の変化を事業に取り入れつつ、大企業・中小企業一体となって海外販路の開拓に取り組む。さらにわが国のソフトパワーのクオリティーや人気の高さを生かし、政府が推進するクールジャパン戦略に沿い、日用品分野等との他分野との連携事業を展開していく。

具体的には映画、音楽、ゲーム等の各分野の世界有数の海外見本市への出展商談および国内のイベントに海外バイヤー招聘を中心に販路拡大の機会を設けた上で海外の有識者を招聘してセミナー等を通じて当該市場の情報提供も併せて実施していく。

●輸出促進（展示事業）

（1）基本方針

- ①国際競争力と海外販路開拓意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、関係機関とも連携しつつ、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。
- ②復興に向け依然として支援が必要である東日本大震災の被災地向けの支援事業を行う。
- ③「新成長戦略」、「産業構造ビジョン」を踏まえ、機械、環境、生活文化産業、農林水産、食品などの各産業分野において、日本製品の大きな消費市場となりうる地域で開催される優良専門見本市への支援を実施する。
- ④欧米等先進国市場に加え、中間所得者層が急速に拡大し、今後の成長市場である中国やアジアを中心とする東アジア等新興国市場への市場開拓支援にも注力して行く。

（2）活動方針

- ①「中小企業海外展開支援会議」での議論を踏まえ、国内自治体、業界団体等のニーズにもとづく展示会に加え、海外において欧米、新興国企業が多数参加している展示会等についても参加を検討する。
- ②短期間での迅速な対応や見本市を効率的に運営するノウハウを必要とする（大・中規模）展示会を中心に実施する。
- ③海外の有力な国際見本市関係機関とのネットワークの維持・強化や必要な情報の蓄積を図る。産業部が出展する展示会も含めジェトロ全体として出展すべき有力な国際見本市への出展漏れがないかどうかを確認する機能を担いつつ、プライオリティ、全体バランスを考慮の上、展示事業部として出展する展示会を決定する。
- ④東日本大震災による被災地の中小企業等に対し、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。また、参加する海外での見本市・展示会において、風評被害を払拭するための広報を実施する。
- ⑤展示会の準備段階及び終了後におけるジェトロ全体としての支援の充実のため、各産業部事業との連携に努める。

●輸出促進（途上国貿易開発）

（1）基本方針

日本が持続的な経済成長を遂げていくためには、高い経済成長を維持する東南アジア、南西アジア、アフリカ等の後発途上国市場を中心に更なるビジネスを展開していくことが必要。

現在、世界人口の約7割を占めるBOP層（40億人超）は日本の実質国内総生産に匹敵する規模の市場（5兆ドル）を形成、将来的にはこのBOP層が“中間層”に成長、ある試算では68兆ドル規模の市場を形成する見込みである。このため、早期段階での現地ネットワークの確立やブランドの浸透を通じ、将来的なボリュームゾーン市場の開拓・確保と途上国の生活水準向上に向けた日本企業のBOPビジネス（含む中間所得層）支援を強化する。

また、産業育成の手法を活用し、後発途上国等での日本企業のビジネス機会創出を探っていく。

(2) 活動方針

①BOPビジネス案件形成支援

ジェトロ本部内に「BOP/ボリュームゾーン・ビジネス支援相談窓口」を立ち上げ、アジア・アフリカ諸国に配置するコーディネーターや関係機関との連携の下、本「相談窓口」に寄せられる日本企業の個別BOP案件に対し初期（未成熟）段階からビジネス化に向けて必要とされる一貫した支援を提供する。

具体的には、個別案件のビジネス化に向け、以下のような各種支援を一貫して提供する。

- ・ ニーズ調査、先行事例調査等の実施

BOPビジネス案件形成のため、途上国側の課題・ビジネスニーズを把握する。

- ・ 現地コーディネーターを活用したパートナー候補を含む現地情報の収集

アジア・アフリカを中心に海外コーディネーターをリテインし、事業の確立・拡大段階までに必要となる現地情報の収集、発信のほか、パートナーの発掘・連携を効果的に支援する。

- ・ 現地における低・中間所得層向け製品のマーケティング・試験販売支援

BOP層を対象とした製品化、サービス化に向け、実際の現場での試行展開や試験販売を支援する。

- ・ BOPビジネスミッションの派遣

BOP層のライフスタイルやビジネス実態の視察、パートナー候補とのネットワーク構築のため、メコン地域、インド、アフリカ等の途上国へビジネスミッションを派遣する。また、48年振りに日本にて開催されることになったIMF・世銀年次総会に併せ、国際金融公社（IFC）との連携の下、海外企業・日本企業間のBOPビジネス・マッチングを開催する。

②後発途上国等での日本企業のビジネス機会創出

新政権の下で開放路線を歩み始めるミャンマーに対し、他方で現地にて専門見本市等のビジネス機会が乏しい現状を踏まえ、日本企業・ミャンマー政府／業界からのニーズが高い農耕機械、食品加工機械等を対象に、産業育成の手法を活用し、当該日本製品のミャンマー市場参入の可能性を探っていく。

●成果指標

こうした活動により、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取組事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、商談件数 50,000 件以上、成約（見込含む）件数 9,000 件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

○海外進出・在外日系企業支援

●海外進出・在外日系企業支援

(1) 基本方針

我が国企業の海外での事業活動が活発化する中、ジェトロは政策実施機関として、アジア諸国や新興国を中心として、欧米等先進国を含む世界各地において、サービス産業をはじめ日本企業の海外進出の動きを支援するとともに、進出済みの現地日本企業が抱える事業上の課題解決を支援する。

- ①これまで内需中心に展開してきた我が国サービス産業のうち、小売・流通、外食など海外市場への進出が期待される分野の市場開拓を促進するため、関係部署との連携のもと、企業の経営判断に資する情報提供や円滑な企業活動支援に取り組む。
- ②日本企業が海外での事業展開において直面する諸問題を解決するため、進出日系企業の「駆け込み寺」として、外部専門家の知見を活用しつつ、法務、労務、税務、知財等の経営上の課題にワンストップで対応し、企業の個別問題の解決を支援する。
海外における製造・サービス拠点の設立(共同進出を含む)や、さらなる販路拡大に向かう日本企業のニーズに円滑かつ機動的に対応し、海外でのビジネス立ち上げのための体制充実を図る。
また、現地での官民対話や政府間協議への積極的な関与、政府関係機関等への提言等を通じ、進出日系企業のビジネス環境の整備に取り組む。
- ③日本企業が海外ビジネスを円滑に展開する上で、知的財産保護対策は重要課題の一つとなっていることを踏まえ、被害対策に加え、ニセモノの横行を招きかねない各国の制度・運用の改善を働きかけていく。また、進出日系企業や内外の政府および知財保護団体と連携し、日本企業が有する知的財産が海外において不公正な扱いを受け、不利益を被ることがないように、事業環境の整備に優先的に取り組む。

事業実施に当たっては、中小企業を中心とする顧客の視点に立って、きめ細かいサービスを提供することで、アウトカムの向上を図るとともに、海外調査部、関連事業部署との連携を図ることにより、効率・効果的に事業を運営する。併せて、実施事業の波及効果の拡大や新規顧客の開拓に繋げるため、事業広報や成果普及に積極的に取り組む。

(2) 活動方針

- ①サービス産業の海外展開支援
 - ・サービス産業のグローバルな市場開拓促進に貢献するため、これまで接点のなかった業界団体等との連携を含め、ポテンシャル企業の発掘に取り組むとともに、企業の経営判断に資する法制度や店舗立地マップ・各都市の消費者情報（スタイルシリーズ）などの情報を収集し、提供する。
 - ・また、これら収集した情報に加え、経営判断に必要な情報を効率・効果的に提供するためのセミナー開催やミッション派遣等を行う。
 - ・外部専門家をリテインすることに加え、海外事務所、海外投資アドバイザーや海外ビジネス・サポートセンター(BSC)等の機能を最大限活用することにより、海外での進出相談体制を整備する。2012年度は新たに、中小企業等を対象とした、海外進出の初段階で必要なF/S、現地進出手続きなどをサポートする有望案件支援事業、フランチャイズ支援事業を創設するとともに、サービス分野の展示会への出展支援など、円滑な企業活動を支援する。
- ②業種横断的な海外進出・在外企業支援
 - ・アジア諸国や新興国を中心として、外部専門家の知見を活用しつつ、企業ニーズにもとづく法務、労務、税務、知財等の経営上の課題に対する個別相談や情報提供を行う。併せて、海外で収集した情報を、国内において進出日系企業本社や進出を検討している企業向けに情報提供する。また、最近の為替の動向等を踏まえ、M&A・資本提携を含めたビジネスチャンス創出のための情報や機会の提供に取り組む。

- ・アジア地域に海外アドバイザーを配置し、中小企業等の海外進出の個別相談に対応する。タイ、フィリピン、インド、ベトナム等での拠点設立を目指す中小企業等の円滑な事業立ち上げを支援するため、海外 BSC および中小企業支援センターの積極的な活用を図る。特に、2011 年度に開設したチェンナイ BSC を軌道に乗せるとともに、2012 年度は新たにヤンゴンに、アドバイザーを配置し、BSC を新設する。
- ・中小企業等の関心は高いものの、独自に情報入手が困難な新興国等の投資環境に関する情報ニーズに対応するため、ミッション派遣、投資セミナー開催などを通じて最新の情報を提供し、海外展開の経営判断に貢献する。ミッション派遣にあたっては、各種支援機関等とも連携を図るとともに、我が国各地域の業界団体等が主催するミッション派遣に協力し、地域の中小企業等の国際展開支援に積極的に取り組む。
- ・進出日系企業による新興国を中心とした新規市場開拓を支援するため、アジア、中東、中南米等を対象として、現地でのセミナーや第三国へのミッション派遣などを行う。また、日本企業の拠点多い中国や新興国を重点地域として、進出日系企業による販路拡大等に向けた企業の取り組みを展示会・商談会等を活用して総合的に支援する。
- ・日系企業の急速な進出が見込まれ、工業団地等の需給が逼迫し、または、その可能性の高い地域においては、2012 年度は新たに工業団地・オフィスの各国における現在および将来の需給状況を分析・把握するとともに、相手国地方政府や民間企業等とも連携し、進出しようとする企業の受け皿としての工業団地の整備を、政策対話等を通じて相手国関係機関に働きかけることなどを検討する。
- ・一定規模以上の進出日系企業数がありながらも、現地ビジネス環境が未整備である国々においては、日系企業が共通して抱える問題点を集約し、在外公館や現地日本商工会議所等と連携した現地での官民対話や政府間協議に積極的に関与し、現地ビジネス環境の改善に資する活動に取り組む。二国間、多国間 EPA を活用した国際展開促進に向けた活動に力を注ぐとともに、EPA 締結国との間で開催されるビジネス環境整備小委員会の活動に積極的に取り組む。

③知的財産保護事業

- ・日本企業の海外における知財保護活動を支援するため、次の対策を講じる。(ア) 海外でのニセモノ対策に不慣れな中小企業等を対象に知財保護対策への支援を行う。(イ) 法務、知財担当セクションを持つ企業等を対象に、海外での知財保護について実務情報を提供する。(ウ) 国内外において、知財に係わる相談に対応する。(エ) 日本企業の知財保護への取り組み強化を支援するため、国内においては、引き続き国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の事務局を担うとともに、経済産業省、特許庁、農林水産省、文部科学省等と連携しつつ官民一体となった知財保護活動に取り組む。海外においては、現地ジェトロ事務所を中核に進出日系企業を組織化した知財問題研究グループ (IPG) 活動を引き続き積極的に展開する。(オ) IIPPF と現地 IPG との連携を強化し、日本企業の意見を当該国の法律・条令等の改正に盛り込めるよう相手国政府への働きかけを強める。(カ) 法執行能力の向上を目的とした協力事業を権利者、現地 IPG と連携して展開する。
- ・中小企業に対しては、情報提供に加え、商標登録の先行調査、模倣品対策、技術流出防止対策などのサービスを提供することにより、円滑な海外展開を支援するとともに、中小企業が海外で権利を有する知財の侵害実態調査事業 (助成事業) の利用拡大を図る。

●成果指標

こうした活動により、海外進出への展開や我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、日本企業からの海外における相談件数 10,000 件以上及び知的財産権相談件数 1,300 件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 8 割以上とすることを目指す。

○海外ビジネス情報提供

●海外ビジネス情報提供（貿易投資相談）

(1) 基本方針

- ①貿易投資相談とビジネスライブラリー業務を通じ、昨今の世界的な景気後退や常態化しつつある超円高のなか、海外市場に活路を見出そうとする我が国中小企業等の輸出促進と海外進出を中心に支援する。貿易投資相談がジェトロ顧客サービスの最前線であることに留意し、高い顧客満足度を目指す。お役立ち事例等の収集に努め、サービスの向上やジェトロのプレゼンス拡大に資する。
- ②受益者負担を基本とする各種自主事業を実施する。「会員はジェトロのサポーターである」との問題意識を持って会員事業の拡大に組織を挙げて取り組み、貿易実務オンライン講座など海外ビジネスを推進する上で必要な人材開発の支援等を行う。

(2) 活動方針

- ①貿易投資相談：貿易投資に関する各種制度情報・市場動向・商習慣・統計・関税率等々、ビジネスに直結する情報の収集・整備を図り、トラブル解決の相談や法務問題対応を強化した相談業務を含め企業ニーズに合致した相談対応に努め、貿易投資相談の質的向上を図る。災害等国内外でビジネス環境に大きな影響を与える事象が発生した場合は、海外調査部とも連携し、機動的な情報提供に努める。また、利用者にとってより便利なサービスをめざした貿易投資相談の受付体制の改善を行う。
- ②貿易投資相談データベース(T I C)：貿易投資相談の質的向上並びに相談件数実績把握のため、T I Cを一層活用しやすいものとなるよう改修する。相談件数の集計、分析を行うとともに登録案件を各種事業、調査の参考に資する。また、相談対応の参考となるよう必要に応じて国内外事務所への情報提供支援を行うとともに、関係職員等に対する各種研修を実施する。
- ③ウェブサイトでの情報提供：貿易・海外進出に関する様々な疑問に対し、国内外の制度・手続きや関連法規を国別、商品別にまとめた貿易投資相談Q & Aをはじめ、規格情報、政府調達情報のウェブを通じての発信は、コンテンツの改訂、拡充を行い、アクセス数の増加を目指す。また、経済連携協定(EPA)を活用したビジネス取引拡大に資するため、ウェブによる特惠関税率情報の提供等を行う。
- ④中国相談デスク：制度変更等ビジネスに影響を与える情報収集に一層注力し、対中ビジネスの的確な情報提供・助言を図る。このため国内外事務所関係職員・アドバイザー間の情報共有を進める。
- ⑤農商工連携：農産品・食品・地場産品の輸出促進のため、ブロック毎にアドバイザーを配置する。
- ⑥引き合い案件データベース(TTPP)：国際ビジネスマッチングサイトとして、登録情報の

信頼性向上に留意したデータベースの管理・運営を行うとともに、ユーザーの利便性および広報効果の向上を図るためサイトデザインの改定を行う。また、ジェットロ事業の広報ツールの一つとして位置づけ、事業部門との連携を強化する。

- ⑦ビジネスライブラリー：組織内利用を筆頭に、日本企業のみならず対日投資を行う外国企業等のニーズを反映した、資料および電子情報の収集・提供を行う。一層の広報活動を通じ利用者の拡大を図るとともにレファレンス機能の強化に努める。引き続き民間競争入札(市場化テスト)の結果を受けた業務運営を行うなどにより、より一層の業務の効率化に努める。
- ⑧顧客管理システム：顧客管理システムに集約される情報の管理を行うとともに、利用状況や顧客の関心事項を分析し、各部に積極的な利用を促すことで、ジェットロ事業利用者の拡大を図る。
- ⑨会員サービス：会員へのサービスの一層の向上に向け、引き続き制度の改善に取り組むとともに、個別企業訪問等を通じてサービス・ニーズの聴取・把握と会員の定着を図る。また、2012年度には新しく国際ビジネスに取り組もうとする企業向けの新規ワークショップを開催し、中小企業の人材育成に貢献するとともにジェットロ利用者の裾野拡大を目指す。
- ⑩人材開発支援：貿易実務オンライン講座の「基礎編」、「応用編」、「英文契約編」、「国際ビジネス超入門編」について受講を促進するとともに、企業ニーズの整理を踏まえ、2012年度には新講座「中国輸出ビジネス編」を投入する。また、貿易実務等の座学講座を個別企業のニーズに合わせて提供する研修受託サービスについては、顧客満足度の向上に努める。さらに、関係機関と連携し、グローバル人材育成の為のインターンシップ派遣事業について、その実施を担うことを目指す。
- ⑪ビジネスサポートサービス(BSS)：国際ビジネス具体化支援のため、BSSの普及を図る。内外事務所のリソース調整を前提に、顧客ニーズを把握し、海外ブリーフィング、海外ミニ調査、ビジネスアポイントメント取得、海外市場調査等を実施する。

●海外ビジネス情報提供(海外市場調査)

(1) 基本方針

- ①日本企業のグローバルな事業展開や経営判断に直接資するべく、各種制度・市場、海外進出にかかわる情報などに関する調査を通じて、有益なビジネス情報を調査・収集し、的確に提供していく。
- ②国内企業へのヒアリング、アンケート等を通じ収集したニーズに基づき調査を行い、調査結果についてはウェブサイト、出版物、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ③特に、国内市場縮小や、為替の変動などへの対応に苦慮する中小企業の支援に重点を置く。また、これら中小企業が必要とするデータの整備・提供を通じて、中小企業の海外事業展開に貢献する。
- ④関心が高まっている成長著しいアジア等の新興国を中心として、ボリュームゾーン調査(新中間層等)、流通構造、消費トレンド、企業のビジネス事例、関心の高い産業・企業、競合先企業などのテーマに注力する。
- ⑤生活文化産業、サービス産業、機械・環境産業など、事業部が注力する分野における各種調査テーマを関係各部と連携し実施する。

(2) 活動方針

- ①我が国企業が海外展開を図る上で基礎的情報となる主要国の流通構造や消費トレンドに関する調査の一層の充実を図る。具体的には、「ボリュームゾーン調査」、「新興国の流通構造調査」、「消費動向調査」、「競合先企業調査」などに関する調査を、部全体で連携しながら横断的に実施する。
- ②ジェットロ事業参加者を対象としたベンチマーク調査を、生活文化産業部、サービス産業部、機械・環境産業部などと連携のうえ実施する。本調査を通じて新規に海外展開を図る我が国企業にとって有益な先行事例等を提供する。
- ③生活文化産業部、機械・環境産業部と調整の上、主要国における個別業種・品目ごとの市場調査を実施する。
- ④中小企業をはじめとする我が国企業の海外ビジネス展開に資するため、アジア地域の中小部品産業をはじめとするサプライヤーの実態に関する調査を継続する。
- ⑤急速に拡大する各国の環境ビジネス市場について、伝統的な環境分野に加え、再生可能エネルギー分野、省エネルギー分野などにおける各国の制度や取り組み、市場動向等を調査し、日本企業のビジネスチャンスを展望する。
- ⑥情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)として、a. 我が国企業のビジネスに結びついた事例、b. 我が国企業のジェットロ事業への参加に結びついた事例、c. マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例等を収集する。

●成果指標

こうした活動により、ビジネスの課題解決に結びついた事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、貿易投資相談件数 48,000 件以上及び国・地域別情報サイト「J-FILE」の中の「貿易投資相談 Q&A」のアクセス件数 530 万件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

※調査活動に係る指標については、調査・研究の項に記載。

○対日投資拡大

(1) 基本方針

- ①外国企業誘致の中核機関として、海外の成長を取り込み我が国の成長に繋げるため、引き続き経済波及効果の高い案件の誘致に取り組む。中でも、アジア地域統括拠点・研究開発拠点、重点分野・雇用効果の高い案件の誘致に重点的に取り組む。
- ②「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」(平成 23 年 12 月 16 日：アジア拠点化・対日投資促進会議決定)に盛り込まれた通り、登記、税務、労務の申請等に関する行政手続について、対日投資・ビジネスサポートセンター (IBSC) と関係府省庁、関係自治体・団体等との連携を強化し、ワンストップで支援する機能の強化を図るとともに、その利用を促進する。
- ③震災後、諸外国における我が国に対するビジネスへの関心の低下が懸念される中、我が国の投資環境、対日投資促進のために政府が打ち出す優遇措置や支援策等について、幅広く外国企業に周知すべくセミナー・ウェブ等を通じて積極的に情報発信を行う。

(2) 活動方針

①アジア拠点化施策への対応

研究開発拠点、アジア地域統括拠点の誘致を目的としたアジア拠点化施策に対応するために、アジア拠点化補助金、外国企業向け法人税特例措置（2012年3月現在、アジア拠点化推進法案として国会で審議中）などのツールを活用して、国内外事務所との連携の上、積極的に案件発掘・支援を行う。なお、アジア拠点化補助金に関しては、引き続き事務局業務を担い、案件発掘、申請、審査、認定等の業務を行う。

②重点分野・雇用効果の高い案件への支援

「新成長戦略」で設定された環境・新エネルギー、医療、観光などの戦略分野で、国内産業の補完、内需の拡大、新ビジネスモデルや新技術の導入、国民生活の質の向上等に資する案件についても、国内立地補助金（平成23年度第3次補正）等を活用しつつ、発掘・支援活動を行う。加えて、サービス、流通等で雇用創出効果の高い案件の発掘・支援にも重点を置く。また、国内展示会において外国企業と国内企業のビジネスマッチングを支援する。

③ワンストップ支援の機能の維持・強化

現在の対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）のコンサルティング・テナポラリーオフィスの提供などを通じて、上記重点分野以外においても、案件の熟度を勘案しつつ、企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援を引き続き行う。加えて、登記書類作成支援、IBSC 東京での行政相談面談の実施など各種行政手続きの支援などを強化し、更なる利用促進を図る。

④国内外での広報活動

震災後、諸外国における我が国に対するビジネスへの関心の低下が懸念される中、我が国の投資環境、対日投資促進や震災復興のために政府が打ち出す優遇措置や支援策、個別誘致成功事例等について、駐日外国公館や外国投資促進機関等との連携を図りつつ、幅広く外国企業に周知すべくセミナー・ウェブ等を通じて積極的に情報発信を行う。

⑤地方自治体・団体等の共同誘致活動

関係自治体・団体等と協働で、ウェブ等を通じた地域情報の提供、国内外での発掘活動、大型案件の支援（工場・用地情報提供、サイトツアー等）などを実施する。また、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置を講じる「国際戦略総合特区」認定自治体（2011年末に7件採択）等と協力し、個別案件の支援などを連携して行う。

⑥人員の専門性の向上

本部（対日投資部）及び海外事務所での取り組みを開始した産業別活動の取組強化を通じて産業・企業の専門性を向上させ、経済波及効果の高い案件を発掘・支援する。また、ナショナルスタッフ（NS）の育成のため、引き続き国内外でのNS向けナレッジマネジメントスクールの開催、IBSC 東京での個別研修等を通じて、海外事務所の発掘・支援機能の維持・強化を図る。

●成果指標

こうした活動により、外国企業誘致の重点支援企業数については600社の達成を目指す。また、高付加価値拠点の国内集積や雇用創出、地域活性化等につながる外国企業発掘・誘致等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、事業の質をモニターするため、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

○調査

(1) 基本方針

- ①世界情勢の変化に対応した迅速かつ機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に調査し、調査結果についてはウェブサイト、出版物、セミナー、面談等を通じて広く普及を図り、我が国企業の国際展開に資する。
- ②急激な経済変動、大規模な自然災害など世界経済や我が国企業に多大な影響を与えうる突発的な事象に際しては、ウェブサイトなどを通じて迅速かつ的確な情報提供を行う。
- ③政府機関としての中立性と信頼性、内外の広範なネットワークや、我が国企業・産業との緊密な関係、非営利な公的企業支援機関としてのポジションなど、ジェトロの持ち得る固有の利点を活かして情報収集・分析を行う。こうしたことにより、シンクタンク、マスコミ等民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材、情報収集に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高める。
- ④通商政策や経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに調査成果を提供することとし、あわせて、国の政策に必要な情報提供に協力する。FTA、EPA等によって形成される広域経済圏やWTOの推進など、我が国の通商政策や民間ビジネスの促進に寄与する調査に重点を置き実施する。
- ⑤アジア経済研究所と連携し、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）の活動を支援する。
- ⑥新興市場を中心に、BOPビジネスにおける先行事例などを調査し、当該国の経済・社会発展を支援する我が国政府の政策等に貢献する。
- ⑦海外情報の収集・分析に不可欠な基盤はヒト（人材）であり、高度な情報収集・分析能力、専門的なビジネス知識を持った調査担当職員の人材育成（専門家育成）を目指す。

(2) -1. 活動方針（調査）

- ①世界各国・地域の政治・経済・産業、貿易・投資の動向を的確に調査・情報収集し、ウェブサイト（「ジェトロ海外情報ファイル」（J-File）等）、定期刊行物（通商弘報、ジェトロセンサー、世界貿易投資報告）、その他出版物などで報告する。内外のジェトロ事務所（産業調査員・広域調査員を含む）が有機的に連携し、政府の政策立案に資する産業情報等の一層の充実を図る。
- ②世界経済や我が国企業に大きな影響を与える突発的な情勢変化などについて、迅速かつ機動的に情報収集し、ウェブサイトなどを通じて提供する。東日本大震災後の各国の輸入規制などの動向については、引き続き注力する。
- ③東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への研究支援とともに、域内日本（日系）企業にも裨益する調査を実施する。
- ④中国、タイ、ベトナム、インド、インドネシア、韓国、ブラジル、シンガポール、米国、台湾、ロシア、トルコ、メキシコ、南アフリカなど、政府や企業の関心が高い主要国・関心国（新興国）の動向について重点的に経済・産業動向、通商政策等を調査する。また、2012年度に国政選挙が予定されている場合には、その動向や結果が経済活動に与える影響などについて調査する。
- ⑤WTO、FTA、EPA等に関する我が国政府の取り組み、我が国企業の円滑なビジネス活動に寄与するため、世界のFTA、EPA等の動向について調査を行う。特に、各種の経済連携協定

やその構想について、政府の方針に従い、交渉前、交渉中、それぞれの段階において、必要な調査・分析・広報を行い、政府・産業界関係者に情報を提供するとともに、各国・地域の政府・産業界関係者など主要パーソンへの働きかけを行う（e. g. TPP、日 EU EIA、日中韓、RCEP、トルコ、パキスタン、バングラデシュ等）。また、アジア経済研究所と連携し、ASEAN を核とした FTA 網の利用状況の調査などを行う。また、ロシアの WTO 加盟の動きについてもフォローする。

- ⑥メコン地域に関わる日本企業等のビジネスニーズ、事業環境上の障害などを調査し、日メコン政府関係者に提供する。
- ⑦我が国企業の海外事業展開戦略策定および政府の政策立案の参考とするため、「投資コスト比較調査」、「進出日系企業実態調査」、「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査（海外ビジネス調査）」を実施し、成果については広く普及させる。実施にあたっては情報の精度、付加価値を向上させ、ジェトロオリジナルデータとしての評価を一層高める。
- ⑧新興市場を中心に、BOP ビジネスでの先行事例などを調査し、調査結果は関係省庁と連携し広く情報提供する。
- ⑨経済産業省等政府関係機関、業界団体等からの受託調査については、ジェトロの専門性や海外ネットワーク等の強みが活用できるか、サポート体制（人員、コスト）、優先度を勘案し、ジェトロ全体の方向に沿って応札を検討する。
- ⑩情報収集・分析の具体的成果事例（アウトカム）として、①我が国政府の政策実施に貢献した事例、②情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、③マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例等を収集する。

(2) -2. 活動方針(情報提供)

- ①世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース（「ジェトロ海外情報ファイル(J-FILE)」）として取りまとめ、ホームページを通じて広く公開する。アクセス件数は年間 1,300 万件以上とする。
- ②我が国企業にとって重要、かつ速報性が求められる、突発的な事象に関する情報収集および分析結果については、ジェトロのウェブサイトを活用した迅速な情報提供を行う。
- ③情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、調査結果を講演会、セミナー、個別企業ブリーフィング等を通じて成果普及する。
- ④「通商弘報」（日刊）、「ジェトロセンサー」（月刊）、「ジェトロ世界貿易投資報告」（年刊）等の定期刊行物や単行書を通じた情報提供について、情報内容とともに、提供手段・メディアのさらなる充実を図る。これらの定期刊行物の購読者やセミナー出席者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4段階評価で上位2つの評価の割合8割以上を目指す。受益者負担の原則に基づき、単行書作成にあたっては採算性を重視し、併せてオンデマンド出版も活用する。
- ⑤海外調査部発のメールマガジンである「New American Policy」（米国）、「ユーロトレンド」（欧州）、「ロシア・CIS 情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」（中南米）、「中東アフリカ・メールニュース」、「ジェトロ・チャイナモニター」を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供するとともに、我が国企業とのネットワーク構築を図る。また、「ワールド・インフォトレイン」を作成して通商弘報や出版物の販売促進を図る。
- ⑥映像資料を通じた情報提供を行う。国内外のネットワークを活用し、世界の経済・産業

の最新動向や貿易・投資などの国際ビジネスに役立つ情報を提供するため、国際ビジネス情報番組「世界は今-JETRO Global Eye」を制作し放映する。2012年度末をもって、テレビ番組制作・放映にかかわる2ヵ年度の契約が終了する機会をとらえ、それ以降における、映像による最も効率的、効果的な情報の発信方法について、検討する。

- ⑦業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、ジェトロの情報収集・分析結果の重要な情報提供手法として捉え、業務の一環として対応する。

●成果指標

こうした活動により、二国間のみならず多国間のFTA・EPAなど我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、ウェブサイト（国・地域別情報サイト「J-FILE」）へのアクセス件数（ページビュー）は、1,300万件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、定期刊行物の購読者及びセミナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

○研究

(1) 基本方針

アジア経済研究所（以下、研究所）は、アジア等開発途上国・地域の貿易の拡大と経済協力の促進に寄与する基礎的かつ総合的な調査研究を行う国のシンクタンクとして、我が国の通商政策・経済協力の基盤となる研究を実施する。

研究手法としては、アジア、中東、アフリカ、中南米など開発途上国・地域の動向と構造を現地に軸足をおいて分析する地域研究と、最先端の理論を踏まえた計量的実証分析に基づく開発研究手法の両軸で世界水準の研究を行う。これにより、研究所は、開発途上国研究をリードするとともに、政策やビジネスの基礎的材料となる付加価値の高い歴史的・構造的な分析及び計量分析等に基づく研究成果を政策立案者および産業界等に提供する。

調査研究は、①政策当局の要請に基づく即応性の高い研究課題に取り組む「政策提言研究」、②政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む「政策提言に資する分析研究」、③「政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究」の3つのカテゴリーに区分して実施する。また、研究所は、研究成果を共有し、国際的に議論をリードしていく観点から各国研究機関や国際機関との国際共同研究に取り組む。

上記研究活動によって生み出された研究成果および付加価値の高い知識・情報・統計データ・見方等を、政府への政策提言・政策判断の基礎材料提供、産業界・国民の途上国理解促進、学界の学術水準維持・向上等のために、①ポリシー・ブリーフの作成および政策担当者等へのブリーフィング活動、アジアフォーラムの開催、②ウェブ発信の強化、③国内外におけるシンポジウム・講演会・セミナー・ワークショップ等の開催、有識者会議及び学会等での論文発表、④出版、査読付きジャーナル等を通じ世界的に情報発信する。

また研究所図書館は、開発途上国研究に関する専門図書館として、学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を継続的に収集、整備、提供すると共に、利用者サービスの拡充を図る。

研究所は、研究者の集積・研究蓄積と充実した研究ネットワークの維持拡大に努め、アジア等の経済連携の強化に向けた議論をリードするとともに、世界の開発途上国研究の交流プラットフォームとして、内外の研究者に政策討議を行う場を提供する。また、開発途上国に関する豊富な知見・研究成果を活かし、理論と実践能力を備えた開発専門家の育成、およびアジア地域の開発途上国の中堅行政官・研究者とのネットワークの構築を目的とした研修事業を実施する。

ニーズを踏まえた戦略的な研究事業を企画・実施し、各界に裨益する最先端の研究成果・情報を機動的に発信するため、研究マネジメント機能を強化する。加えて、調査部門、事業部門との連携強化を図り、シナジー効果をより一層高めるための取組を積極的に行う。

2. 活動方針

①研究事業

研究事業としては、①政策提言研究、②政策提言に資する分析研究、③政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究を実施し、貿易・投資のみならず、政治、社会分野など開発途上国・地域が抱える多様な分野を対象にすることで、開発途上国・地域の全体像を理解するように努める。

○政策提言研究：

経済産業省など関連省庁および本部各部門との連携を図りながら、政策当局の要請に基づく即応性の高い以下を始めとする研究課題に取り組み、我が国の通商政策に寄与するとともに、相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言を行う。

2012年度は新たに、国際機関と協力し付加価値貿易の考え方を普及させることを目的とした「付加価値から見た国際貿易分析研究」、ASEAN 先発国や中南米諸国における「中進国の罨」の本質と克服の方策を探る「中進国の罨」の本質と克服に向けた政策課題」の2テーマの研究課題に取り組む。

また、ERIA 支援の一環として、ミャンマー支援プロジェクトを立ち上げ、インフラ整備や産業育成に資する研究を実施する。

「アジア等研究ネットワーク構築支援（重点地域補助金）」

「ERIA・IDE・UNIDO 共同研究 “Green Growth in Asia”」

「中国・インドの台頭と東アジアの変容」

「中東・南アジア地域の平和システム構築」

「付加価値貿易から見た国際貿易分析研究」

「中進国の罨」の本質と克服への政策課題」 等

○政策提言に資する分析研究：

第三期中期計画の中核事業である、「アジア等の経済連携の強化に向けての貢献等」に資するために、政策当局の持つ潜在的かつ中期的な政策ニーズ・社会的ニーズを先取りした研究課題に取り組む。具体的には、第三期中期計画における重点課題として定めた以下の3つの課題について継続的に資源を投入し、調査研究を実施する。

「東アジア経済圏の形成と課題」

「新興国の市場・産業分析」

「開発途上国の比較政治経済分析・国際関係」

中でも、貿易投資の自由化など制度面、実体面で急速に経済統合が進む東アジアにおいて、引き続き存在する国内格差や域内格差、国際労働移動など東アジア経済圏形成に向けた諸問題と成長戦略について多角的に分析する。

さらに、開発途上国から中・高所得国へと移行する過程において直面する、環境・省エネ、社会開発、高齢化など人口動態、イノベーションなどの諸分野に関し、経済成長にとって必要な課題について重点的に取り組む。

また、中東における民主化による政治の不安定化や、テロの脅威、新興国の台頭による安全保障および国際秩序の変容など、開発途上国の政治や国際関係に重大な影響を与える問題について、問題点の整理と的確な分析を提供する。

中期計画期間中に取り組む経常分析研究として、国際産業連関分析やアジア諸国の動向分析等既存の研究プロジェクトを推進するとともに、次世代経済地理シミュレーションモデル（GSM）の構築を進め、東アジアにおける経済統合の効果分析等に積極的に活用する。また、家計の世代別消費行動を織り込み東アジアの市場予測を可能とするアジア長期経済成長のモデル分析等を実施する。

これに加え、国際機関や地方自治体等と双方の知見を活かした連携研究についても引き続き実施し、政府・産業界・学界等の各層ニーズに幅広く対応する。さらに、国内外に関心の高い緊急発生的な事態に迅速に対応する機動研究を時宜に応じて実施する。

○政策提言研究の根幹をなす基礎的・総合的研究：

最新の学術研究動向の把握、産官学のニーズ把握を踏まえつつ、開発途上国・地域をめぐる現下の情勢認識に基づき、以下の2つの課題を基礎研究の優先テーマに据え、調査研究を実施する。

「持続的経済発展の基盤を探る」（経済・環境）

先進国経済が不振に陥る中、開発途上国が持続的な経済発展を遂げることは世界経済にとっても重要となっている。こうした成長の持続可能性に関連して、農民や企業といった経営主体、インフラ建設や国際物流網へのアクセス、資源・環境問題への対応などの成長を支える基盤について多面的な研究を進める必要がある。

「紛争解決と安定的な政治・社会の構築に向けての展望」（政治・社会）

開発途上国には、体制の転換や社会不安の中で政治社会の安定化が大きな課題となっている国がある一方で、社会発展にともない従来と異なる問題に直面しつつある国もあり、安定的な政治・社会の構築のために多面的な研究を進める必要がある。

これらのテーマに関しては、メコン地域等今後ますます注目を集める地域や、これまで研究蓄積の乏しい国・地域も積極的に取り上げ、先駆的な研究を実施する。

②研究成果の発信・普及

出版・講演会・セミナー・ウェブサイト等により、政策担当者、ビジネス界、学界・有識者等、国民各層を対象に、ニーズに応じた成果の普及を図る。具体的な方針は次の通り。

○前年度に引き続き、政策立案、ビジネスの企画に研究成果、研究所のリソースを反映さ

せることを目的に、政府・主要企業の中堅幹部、メディア等の政策形成に影響力のある層を対象として、通商政策や経済協力等に関連するテーマについて、双方向で意見交換を行うアジ研フォーラムを開催するとともに、ポリシー・ブリーフの作成等に重点を置く。

○ウェブサイトは、時宜にあったテーマ、内容を念頭に、政策やビジネスにも役立つ視点、分析手法、付加価値の高いデータなどに重点を置きつつ強化してゆく。研究成果を広く普及するための取り組みとして、ウェブサイトテーマ別ページを改善するとともに、アクセス可能なコンテンツの拡充を図る。

○また、国内外におけるシンポジウム・講演会等の開催、有識者会議、学会等での論文発表、出版活動、外部の査読付きジャーナルへの投稿等を積極的に行う。セミナー・講演会については、大阪での夏期公開講座の新規実施など国内外各地域および各界のニーズに対応する。国内外の講演会等の開催にあたっては、アジ研の研究者と本部の調査担当者が共に講師を務めるなど、本部および国内外事務所との連携を強化すると共に、ジェトロが有する広範なネットワークを活用し、機動的に実施できるように連携を強化する。

③研究所図書館

研究所図書館は、開発途上国研究の共通インフラの役割を果たす専門図書館として学術資料の他、各国の政府刊行物、統計書、新聞・雑誌等の多言語にわたる資料を収集、整備、提供すると共に、電子媒体による資料・情報の収集も進め、図書館資料に関する情報の積極的な発信を行う。

また、来館者はもとより遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を本部ビジネスライブラリーに設置したサテライト等により高め、所蔵資料に関する情報の効果的な発信を通して、蔵書の利用度を向上させる。このため、電子図書館のコンテンツのさらなる充実を図るとともに、新着資料の紹介と新着アラートサービス(雑誌の最新号到着情報・新着資料情報の配信)を推進する。

これに加え、図書館相互協力制度を充実し、相互貸借だけでなく他館での資料展示や講演会の開催を通じて、研究所図書館活動の普及に務める。

④研究ネットワーク・人材育成

研究所の調査研究活動の一環として、開発途上国の経済・社会・政治等諸事情の把握及び経済学等の理論の修得等を行い、研究水準の向上、研究ネットワークの構築・拡大、研究所の認知度向上を図るため、途上国地域の研究機関・大学並びに、欧米等の開発途上国研究機関へ研究者を海外研究者として派遣する。さらに優れた業績を有する途上国地域研究・開発研究の専門家を海外客員研究者・開発専門家等として招聘する。

また、研究所の有する開発途上国に関する豊富な知見・研究成果に基づく知的貢献の一環として、理論と実践能力を兼ね備えた日本人開発専門家を国際機関等への輩出、およびアジア地域の開発途上国の行政機関または公的機関とのネットワークの構築等を目的に、開発スクール(アイデアス：IDE Advanced School)を運営する。

⑤競争的資金の獲得

研究所の研究を充実させるための新たな財源として、研究蓄積と研究者の集積を活用し、国際機関・政府機関等からの受託研究や、科学研究費助成事業などの競争的資金を獲得し、財源の多様化を図る。

⑥研究マネジメント機能の強化

ニーズを踏まえた戦略的な研究事業を企画・実施し、各界に裨益する最先端の研究成果・

情報を機動的に発信するため、研究マネジメント機能を強化する。

⑦研究部門と調査、事業部門との連携強化

研究所と調査、事業部門、海外事務所等が連携を強化し、研究、成果普及等の事業の拡充を図りシナジー効果を高めるための取り組みを行う。また、管理的業務等の効率化のための取り組みも一層推進する。

●成果指標

こうした活動により、二国間のみならず多国間の FTA・EPA など我が国の通商政策に寄与した事例や相手国政府、産業界に対する経済・社会発展、ビジネス機会の創出等に関する積極的な政策提言をした事例等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。研究成果（論文を含む）のダウンロード数は 260 万件以上を目標とする。また、政策担当者等への研究成果のブリーフィング件数は 100 件以上を目標とする。また事業の質をモニターするため、定期刊行物の購読者及びセミナー、シンポジウム等の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

研究所図書館については、紙媒体、電子媒体ともに資料の充実と整備を図り、経済開発・社会開発などに寄与する研究者や来訪者のニーズを反映した資料収集を行う。事業の質をモニターするため、図書館の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

○途上国のビジネス開発支援等

●途上国のビジネス開発支援等（途上国貿易開発）

(1) 基本方針

- ①日本と途上国との Win-Win の関係構築を目指しつつ、途上国における日本企業のビジネス機会の創出を支援する。
- ②具体的には、2013 年に開催予定の第 5 回アフリカ開発会議(TICADV)に向け、個別具体的なビジネス成功事例を生み出していく。さらには、洪水被害を受けたタイ経済の早期復興を支援し、日タイ協業によるビジネス機会を探求する。
- ③日本との経済連携協定や政府間合意、相手国政府の要請に基づく各種協力事業を実施する。ただし、開発途上国との貿易取引拡大事業については、平成 22 年 4 月に行われた METI 省内仕分けでの決定事項に沿って行う。

(2) 活動方針

- ①TICADIV フォローアップとして貿易促進・拡大支援/TICADV に向けて

第4回アフリカ開発会議(TICADIV)の「横浜行動計画」に基づき、官民連携の下、対日輸出を通じたアフリカ諸国の輸出産業育成と日本企業の調達先の多角化を支援し、日・アフリカ間の具体的なビジネス成功事例を生み出していく。

また、アフリカの成長の加速化に向けた貿易と投資の拡大とビジネス潜在性が高いアフリカ地域における日本企業のビジネス拡大を目指し、新たなTICADVの枠組みを、関係省庁との連携の下に構築していく。

具体的には、TICADIVフォローアップとして、官民連携の下、公募選定された日本企業による開発輸入案件を支援し、日本企業の調達先の多角化に貢献していく。また、専門家派遣等を通じ、アフリカ有望産品を発掘・指導改良し、日本企業への紹介・日本市場参入を支援していく。以上のような個別ビジネス成果は、TICAD な公式イベント（案）「アフリカンフェア」（主催：ジェトロ）において、ジェトロ TICAD 関連事業成果として普及・紹介していく。

②タイ洪水復興支援

在タイ日系企業を含むタイ経済・産業の早期復興が日本経済全体に与える影響が大きいことから、個別の在タイ日系被災企業・タイローカル被災企業の早期復興に向けた支援策を実施していく。併せてタイの競争力のある分野を強化支援し、日タイ協業を模索しながら、全体的なタイ経済の復興にも貢献していく。

具体的には、被災した個別企業の復旧・復興に向けたニーズを汲み取り、個別オーダーメイド的な支援を専門家派遣等を通じて実施し、各被災企業の早期復興を支援していく。また、スパやレストラン等の競争力のあるタイ産業と日本企業との協力を、商談会の実施・ミッション派遣受け入れ等を通じて、より一層推し進め、当該分野の第三国を含む市場開拓を目指す。

③経済連携協定や政府間合意、相手国政府要請に基づく支援事業

日尼／日越経済連携協定や日メコン行動計画に基づき、日本と当該国政府との合意協力事業を実施し、当該国・地域でのビジネス基盤整備・促進を図る。

具体的には経済連携協定締結国であるインドネシア、ベトナムに対し、日本と当該国政府との間で合意された各種協力事業を実施する。

また、日メコン行動計画に基づき、物流事情視察ミッション等を実施し、ビジネス基盤整備・促進を図る。さらに、新政権の下で開放路線を歩み始めるミャンマーに対し、現地にて専門見本市等のビジネス機会が乏しい現状を踏まえ、日本企業・ミャンマー政府／業界からのニーズが高い農耕機械、食品加工機械等を対象に、業界・企業関係者の受入れ・研修および専門家派遣・指導を通じ、農産品・加工食品分野における品質改善を支援し、結果として当該日本製品のミャンマー市場参入の可能性を探っていく。

その他の外国政府要請に基づく支援事業については、原則、2011 年度支援案件を次のステップに向けて支援継続。新たな要請については、日本企業への裨益の視点から支援の是非を確定する。

●途上国のビジネス開発支援等（展示事業）

(1) 基本方針

①貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、途上国の自立的で持続的な経済成長への寄与を目的とし、かつ日本企業の貿易や投資活動の円滑化や調達先の多様化への裨益をも目指し、日本との貿易、ビジネスを促進し、日本と途上国との Win-Win 関係の構築につながる支援事業を実施する。

②展示事業については、国際的な合意又は我が国若しくは相手国政府の要請に基づくもの（TICADIV（第4回アフリカ開発会議）・PALM5（第5回太平洋・島サミット）のフォローアップ、EPA 関連事業、等）に特化し、日本企業への具体的なビジネス機会提供のための展示商談会を実施する。

(2) 活動方針

- ① アフリカ地域に対しては、TICADIVにおいて採択された「横浜宣言」に沿った「行動計画」で明記されたジェトロの役割を果たすべく、アフリカ企業の日本でのビジネス開始・拡大を目指し、TICADIV フォローアップを中心とした産業協力事業で行われる一連の事業サイクルの一翼を担い、「FOODEX JAPAN 2013」への出展支援を行う。
- ② 2013年に開催されるTICADVへの取り組みとして、TICADV公式イベントとしての展示事業実施に向けて広報、出展勧誘等を実施する。
- ③ 国内に既に輸入されているアフリカ等開発途上国産品を、「一村一品マーケット」空港展にて、広く紹介することにより、日本の消費者に対する啓蒙・普及、開発途上国要人等への我が国の取り組みの広報を行うとともに、他部ツール等で開発された商品の実証事業的な販売促進の場として活用し、日本市場への浸透を図る。
- ④ 開発途上国等の産品開発と経済開発を目的とする特別展示会の開催等を、相手国政府からの要請にもとづき実施する。PALM5で採択された首脳宣言の行動計画にジェトロと太平洋諸島センター（PIC）が開催と明記された「太平洋諸島展」を2012年5月に沖縄県名護市で開かれる「第6回日本・太平洋諸島フォーラム（PIF）首脳会議（太平洋・島サミット）」の機会を捉えて実施する。

●成果指標

こうした活動により、国際的な合意事項や二国間・多国間の約束事項及び我が国もしくは相手国政府からの特段の要請に基づいた事業を実施した事例や途上国における我が国企業のビジネス環境整備やビジネス開発につながった事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、商談目的の事業については商談件数3,800件以上を目標とする。また、事業の質をモニターするため、事業の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを目指す。

○情報発信

●情報発信

(1) 基本方針

- ① ジェトロは、諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、諸外国で幅広い人脈を形成した上で、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。また、東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す事例についても、引き続き情報発信してゆく。
- ② FTA・EPA等我が国の通商政策にかかわる情報を的確かつ迅速に域内の政府・産業界関係者などに対し発信してゆく。アジア各国、欧米等においては、我が国の東アジア経済圏形成における貢献と、そのプレゼンスを各国政府・産業界に対し情報発信してゆく。
- ③ 「日アセアン経済合同事業」や「日メコン産業政策対話」を開催し、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に貢献する。

(2) 活動方針

- ① 東アジア経済圏における日本の立場・貢献について、欧米等先進国で情報発信する。

- ②東日本大震災後の日本の復興状況など日本経済の強みや底力を示す事例については、映像を含めながら、ウェブサイトなどを通じて情報発信する。
- ③在 ASEAN 日本商工会議所・商工会トップが日系企業の抱える課題や要望を ASEAN 各国の経済大臣や ASEAN 事務局へ伝えるために対話の場を設ける。また、「日メコン産業政策対話」を通じメコン地域の事業環境改善、持続的発展に資する。
- ④情報収集・分析結果の英文化による情報発信の充実化を図る。特に我が国の EPA・FTA 戦略、我が国企業の国際展開など従来の東アジア経済圏に加え、BRIC`s 及び他の新興国や APEC 諸国等、より広域な地域を対象とする。
- ⑤海外事務所においては、政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、情報発信に努める。また、情報収集・分析結果、事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。
- ⑥グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合などに理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。

●情報発信（展示事業）

(1) 基本方針

- ①ジェトロは、諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用し、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージをウェブサイトや展示事業を通じて発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ②国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援し、2012年5月から開催される麗水（ヨス）国際博覧会において海洋国家としての我が国の技術的、文化的知見を情報発信し、日本への理解広め、日韓関係強化を図るため日本館を運営する。
- ③急速に進展する円高により、我が国企業、とりわけ中小企業の事業環境は大きく変化している。こうした中、海外市場へ活路を見出そうとする中小企業に対して、世界の展示会情報を提供する。

(2) 活動方針

①国際博覧会

○麗水国際博覧会（2012年5月12日～8月12日の93日間）において、日本館の運営を行う。

○ミラノ国際博覧会（2015年）へのジェトロの参加につき、今後の協力・連携の在り方についての経済産業省との合意に基づき、幹事省等と連携し、円滑な実現を目指す。

②情報発信展示事業（広報展）

海外で開催される主要な展示会に、在外公館、進出日系企業等と連携しジェトロブースを展開し、我が国の経済、産業、技術、投資環境等をテーマに、実機、パネル、映像媒体等を活用した情報発信を行い、進出日系企業のビジネス促進にも貢献する。実施国、参加展示会テーマに応じて風評被害対策の広報も実施する。

③見本市情報整備（J-messe）事業 【官民競争入札対象事業】

見本市・展示会情報のポータルサイト（J-messe）を運営し、国内の中小企業等に対して

海外見本市等の効果的な情報提供、国内で開催される見本市等に関する海外への情報発信を通じて、内外の展示会への有望な出展者、来場者双方の参加促進を支援する。ウェブサイトのコンテンツ充実など中小企業の利便性向上に努める。

●成果指標

こうした活動により、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与した事例や、国際博覧会への日本政府参加（ナショナルプロジェクト）を積極的に支援した事例などを通じて、事業の参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上とすることを旨とする。

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

組織として、限られた資源を有効に活用するという観点から、それぞれの業務に対応するわかりやすく、説得性のある明確なアウトカム指標を設定するなどPDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者のニーズのよりの確かな把握、サービス未利用者へのアプローチ（機構の行っている取組への理解促進及び周知）を通じた業務改善と利用者の拡大等を図りながら、以下の取組みを進めていく。

1. 効率化目標の設定及び給与水準の適正化等

運営費交付金を充当して行う業務については、第三期中期目標期間中、一般管理費及び業務経費の合計について毎年度平均で前年度比1.15%以上の効率化を行うものとする。

この他、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1.15%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、これまでの効率化を検証し、業務の質の向上を目指すべく、客観的かつ具体的な目標を示し、一層質が高く、効率的な業務運営を図っていくこととする。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、対応するものとする。

2. 費用対効果の分析への取組み

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげていく。その際、中期計画期間中においても、環境変化に対応し、成果指標などの見直しも併せて行うこととする。

3. 柔軟かつ機動的な組織運営

国内・海外の広範なネットワークを活用し、国内各地域の情報・ニーズを海外に、海

外の情報・ニーズを国内各地域に迅速、的確に伝えるシームレスなサービスを提供していく。

事務・事業、資産・運営等の見直しについては、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日 閣議決定）を踏まえ、所要の見直しを行っている。国内事務所については「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日 閣議決定）を踏まえ、自治体等と調整しつつ、中小企業基盤整備機構の支部と機能的な統合を進め、中小企業の海外進出に係る業務について総合的に支援する体制を構築する。

海外事務所については、我が国企業の関心、ニーズの変化を踏まえ、ジェトロによるサポートの必要性が高まっている新興国の拠点を強化すべく、見直しを行う。

また、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日 閣議決定）を踏まえ、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意しつつ、国際協力機構、国際交流基金及び国際観光振興機構の海外事務所とワンストップサービスを実現するなど機能的な統合を進める。また海外事務所がない都市においては他の国際業務型の法人の拠点を活用して業務を行うことができるよう検討を行う。

4. 民間委託（外部委託）の拡大等

人事・給与等、物品調達などの各業務について、情報システムの統一化を進めるとともに入札等による外部委託を推進し、業務の仕様化・マニュアル化を通じて安定した運用と効率化を図る。また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持向上と経費削減の一層の推進を図る。

5. 随意契約の見直し

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付閣議決定）を踏まえ、随意契約、一者応札・応募の改善方策等につき、十分な改善が行われているか検証・点検し、見直しを行い、引き続き、業務運営の効率化を図る。

6. 業務・システムの最適化

顧客の多様なニーズを積極的に拾い上げ、内外のネットワークを活用しながら、調査、貿易相談から商談成約までの確にサービスを提供するため、顧客管理システムの本格運用を開始し、各事業部の連携を強化する。

また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「第2次情報セキュリティ計画」（平成21年2月9日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針に則り、業務・システムの最適化の計画策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルを継続的に実施する。情報システムの利用状況の把握、分析に基づき情報セキュリティを確保しつつ、機構内外の利用者の利便性の向上を図り、事業・業務の高度化・効率化に資することとする。本部とアジ研の共通システム基盤の導入を行う。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入拡大への取組

第一期及び第二期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第二期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、セミナーの開催、展示会・商談会の開催、個別商談の支援等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地方自治体、民間企業等からの委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種リソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じ、受託を目指していく。

2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

3. 資産の有効活用等に係る見直し

機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、多角的な観点からその保有の必要性について不断に見直しを行う。また、保有資産を把握し、保有し続ける必要があるか厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行う。

職員住宅について、稼働率の向上に努めるとともに、効率的な活用を促進する。

Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

Ⅴ. 短期借入金の限度額

6, 225百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3カ月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3

カ月分を短期借入金の限度額とする。

VI. 重要な財産の処分等に関する計画

機構の保有する研修施設や所期の目的を達成し廃止した事業に係る施設の効率化を図るべく、以下の財産の処分を進める。

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(愛媛) (愛媛県松山市大可賀)

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(北九州) (福岡県北九州市小倉北区浅野)

対日投資・貿易相談ワンストップサービスセンター(大分) (大分県大分市大字大在)

VII. 剰余金の使途

- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施 (新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施
- ・ 緊急な政策要請に対応する事業の実施
- ・ 職員教育の充実・就労環境改善
- ・ 外部環境の変化への対応

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画

- (1) 効果的かつ効率的な業務運営のために下記の4点を行う。
 - 即戦力になる人材を確保するため、必要な知識、経験を有する外部人材の活用を含め、所要の人員を確保する。また、有期のプロジェクトや専門性の高い職務等について有期の雇用契約による人材を活用する。
 - 人員の適正配置を図る。
 - 働き方の多様化に対応するため、人事制度の見直しを検討する。
 - 職員の安全、健全、健康維持のための対応を引き続き進める。

(2) 職員の能力の更なる向上

業務内容の高度化及び専門化に対応するため、採用を始め、研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。また、民間等の外部人材の活用を積極的に行う。

具体的には下記のとおり。

- 中小企業の輸出促進・海外進出支援、対日投資の促進等を遂行する上で、ジェトロ職員が共通基盤として持ち合わせる事が望ましい語学力（トリリンガル：英語に加え中国語など1ヶ国語）、貿易・投資実務、財務会計、広報マーケティングに係る知識、組織運営に必要なマネジメント知識（プロジェクト・マネジメント、タイムマネジメントなど）を研修等を通して習得させる。
- 専門知識を有する外部人材の活用や、幅広い知識や視点を持つ職員を育成するため、外部との人事交流を進める。
- 研究職員については、開発途上国・地域の現地に軸足を置いた地域研究、計量的実証分析に基づく開発研究を実施するため、現地語研修、海外研究員派遣等を通じて能力向上を図る。

3. 積立金の処分

なし

4. 中期目標期間を越える債務負担

なし

以 上

○予算（平成 24 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金収入 | 22,377 |
| 国庫補助金収入 | 2,527 |
| 受託収入 | 2,017 |
| うち国からの受託収入 | 900 |
| うちその他からの受託収入 | 1,117 |
| 業務収入 | 2,891 |
| その他の収入 | 84 |
| 計 | 29,896 |
| 支出 | |
| 業務経費 | 26,348 |
| 受託経費 | 1,834 |
| 一般管理費 | 1,714 |
| 計 | 29,896 |

○収支計画（平成 24 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|------------|--------|
| 費用の部 | 29,968 |
| 經常費用 | 29,965 |
| 業務経費 | 25,947 |
| 受託業務費 | 1,834 |
| 一般管理費 | 1,707 |
| 減価償却費 | 477 |
| 財務費用 | 3 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収益の部 | 29,941 |
| 運営費交付金収益 | 22,151 |
| 国庫補助金収入 | 2,527 |
| 国からの受託収入 | 900 |
| その他からの受託収入 | 1,117 |
| 業務収入 | 2,891 |
| その他の収入 | 84 |
| 資産見返負債戻入 | 271 |
| 財務収益 | 0 |
| 臨時収益 | 0 |
| 純損失 | △ 27 |
| 目的積立金取崩額 | 28 |
| 総利益 | 1 |

○資金計画（平成 24 年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-------------|--------|
| 資金支出 | 32,108 |
| 業務活動による支出 | 30,068 |
| 業務経費 | 25,906 |
| 受託業務費 | 1,834 |
| その他の支出 | 2,329 |
| 投資活動による支出 | 227 |
| 財務活動による支出 | 891 |
| 翌年度への繰越金 | 922 |
| 資金収入 | 32,108 |
| 業務活動による収入 | 29,896 |
| 運営費交付金による収入 | 22,377 |
| 国庫補助金による収入 | 2,527 |
| 国からの受託収入 | 900 |
| その他からの受託収入 | 1,117 |
| 業務収入 | 2,891 |
| その他の収入 | 84 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前年度よりの繰越金 | 2,212 |